二　次のイからハまでに掲げる額の合計額

イ　対象保育施設の設置又は整備に要した費用の二分の一（中小企業事業主にあつては、三分の二）に相当する額（その額が二千三百万円を超えるときは、二千三百万円（増設（現に存する施設を建て替えて行うものを除く。）の場合であつて、その額が千百五十万円を超えるときは、千百五十万円）

ロ　対象保育施設の遊具の購入に要した費用の額（二十万円を超える場合に限る。）から十万円を控除した額（その額が四十万円を超えるときは、四十万円）

ハ　対象保育施設の運営に要した費用について、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該(1)及び(2)に定める額

(1)　当該施設の運営を開始した日から起算して五年を経過する日まで　当該年度において要した費用の二分の一に相当する額（対象保育施設の現員（現員が定員を超える場合にあつては、定員。以下この号において同じ。）が十五人未満の場合であつて、その額が三百七十九万二千円を超えるときは、三百七十九万二千円（一日の運営時間数が十一時間以上である場合は、当該運営時間数から九時間を減じて得た時間数（その時間数が七時間を超えるときは、七時間。以下この号において「延長時間数」という。）に十八万円を乗じて得た額（午後十時から午前五時までの間（以下この号において「深夜」という。）において運営するときは、深夜における運営時間数（その時間数が延長時間数を超えるときは、延長時間数。以下この号において同じ。）に四万円を乗じて得た額を加えた額）を、安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、百六十五万円を、それぞれ加えた額）、十五人以上二十人未満の場合であつて、その額が五百四十万円を超えるときは、五百四十万円（一日の運営時間数が十一時間以上である場合は、延長時間数に二十七万円を乗じて得た額（深夜において運営するときは、深夜における運営時間数に七万円を乗じて得た額を加えた額）を、安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、百六十五万円を、それぞれ加えた額）、二十人以上の場合であつて、その額が六百九十九万六千円を超えるときは、六百九十九万六千円（一日の運営時間数が十一時間以上である場合は、延長時間数に三十六万円を乗じて得た額（深夜において運営するときは、深夜における運営時間数に九万円を乗じて得た額を加えた額）を、安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、百六十五万円を、それぞれ加えた額）

(2)　当該施設の運営を開始した日から起算して六年から十年を経過する日まで　当該年度において要した費用の三分の一に相当する額（対象保育施設の現員が十五人未満の場合であつて、その額が二百五十二万八千円を超えるときは、二百五十二万八千円（一日の運営時間数が十一時間以上である場合は、延長時間数に十二万円を乗じて得た額（深夜において運営するときは、深夜における運営時間数に二万七千円を乗じて得た額を加えた額）を、安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、百十万円を、それぞれ加えた額）、十五人以上二十人未満の場合であつて、その額が三百六十万円を超えるときは、三百六十万円（一日の運営時間数が十一時間以上である場合は、延長時間数に十八万円を乗じて得た額（深夜において運営するときは、深夜における運営時間数に四万七千円を乗じて得た額を加えた額）を、安静室を設け看護師を置いて運営する場合は、百十万円を、それぞれ加えた額）、二十人以上の場合であつて、その額が四百六十六万四千円を超えるときは、四百六十六万四千円（一日の運営時間数が十一時間以上である場合は、延長時間数に二十四万円を乗じて得た額（深夜において運営するときは、深夜における運営時間数に六万円を乗じて得た額を加えた額）を、安静室に設け看護師を置いて運営する場合は、百十万円を、それぞれ加えた額））

（中小企業両立支援助成金）

第百十七条　中小企業両立支援助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める支給額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主

イ　次のいずれにも該当する事業主

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児休業（育児・介護休業法第二条第一号に規定する育児休業、育児・介護休業法第二十三条第二項に規定する育児休業に関する制度に準ずる措置に係る休業及び育児・介護休業法第二十四条第一項の規定により、当該育児休業に関する制度に準じて講ずることとされる措置に係る休業をいう。以下同じ。）後において、当該育児休業前の職務及び職制上の地位と同一又はこれに相当する地位（以下この条において「原職等」という。）に復帰させる措置（以下この条において「原職等復帰措置」という。）を実施する事業所の事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主であつて厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主に限る。）であつて、育児休業をする被保険者の当該育児休業をする期間について当該被保険者の業務を処理するために、必要な労働者を雇い入れ、又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第六号に規定する一般派遣元事業主若しくは特定派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受け、育児休業後に当該被保険者を当該原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させたもの

(2)　(1)に規定する措置の実施の状況を明らかにする書類を整備している事業主であつて、中小企業両立支援助成金（(1)に規定する原職等復帰措置に係るものに限る。）の支給の対象となる最初の被保険者が生じた日から起算して五年の期間を経過していないもの

ロ　次のいずれにも該当する事業主

(1)　その雇用する被保険者について、労働協約又は就業規則に定めるところにより、育児休業の制度及び原職等復帰措置を設け、かつ、当該被保険者のうち、育児休業をした期間が六箇月以上であるもの（被保険者に労働基準法第六十五条第二項の規定によつて休業した期間があり、かつ、当該期間の満了後引き続き育児休業をした場合にあつては、当該期間及び当該育児休業をした期間を通算した期間が六箇月以上であるもの）であつて、平成二十三年十月一日以降に育児休業を終了した者を、育児休業後に当該原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させ、育児休業後一年以上継続して雇用した事業主であること。

(2)　常時雇用する労働者の数が百人以下の事業主であつて厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じており、かつ、育児休業制度等職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のために、その雇用する被保険者に対し研修等を実施した事業主であること。

(3)　(1)に該当する被保険者と同一の被保険者が第百十六条第二項第一号ハに規定する被保険者に該当することにより子育て期短時間勤務支援助成金の支給を受けた事業主でないこと。

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに規定する事業主であつて原職等復帰措置により原職等に復帰した被保険者が生じたもの　被保険者一人につき十五万円（一の年度において当該被保険者の数が十を超える場合は、十人までの支給に限る。）

ロ　前号ロに規定する事業主　次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ(1)及び(2)に定める額

(1)　前号ロに該当する被保険者が最初に生じた場合　四十万円

(2)　前号ロに該当する被保険者が二番目から五番目までに生じた場合　被保険者一人につき十五万円